

平成28年度 岡山県森林審議会資料



平成28年12月

岡山県農林水産部林政課

目 次

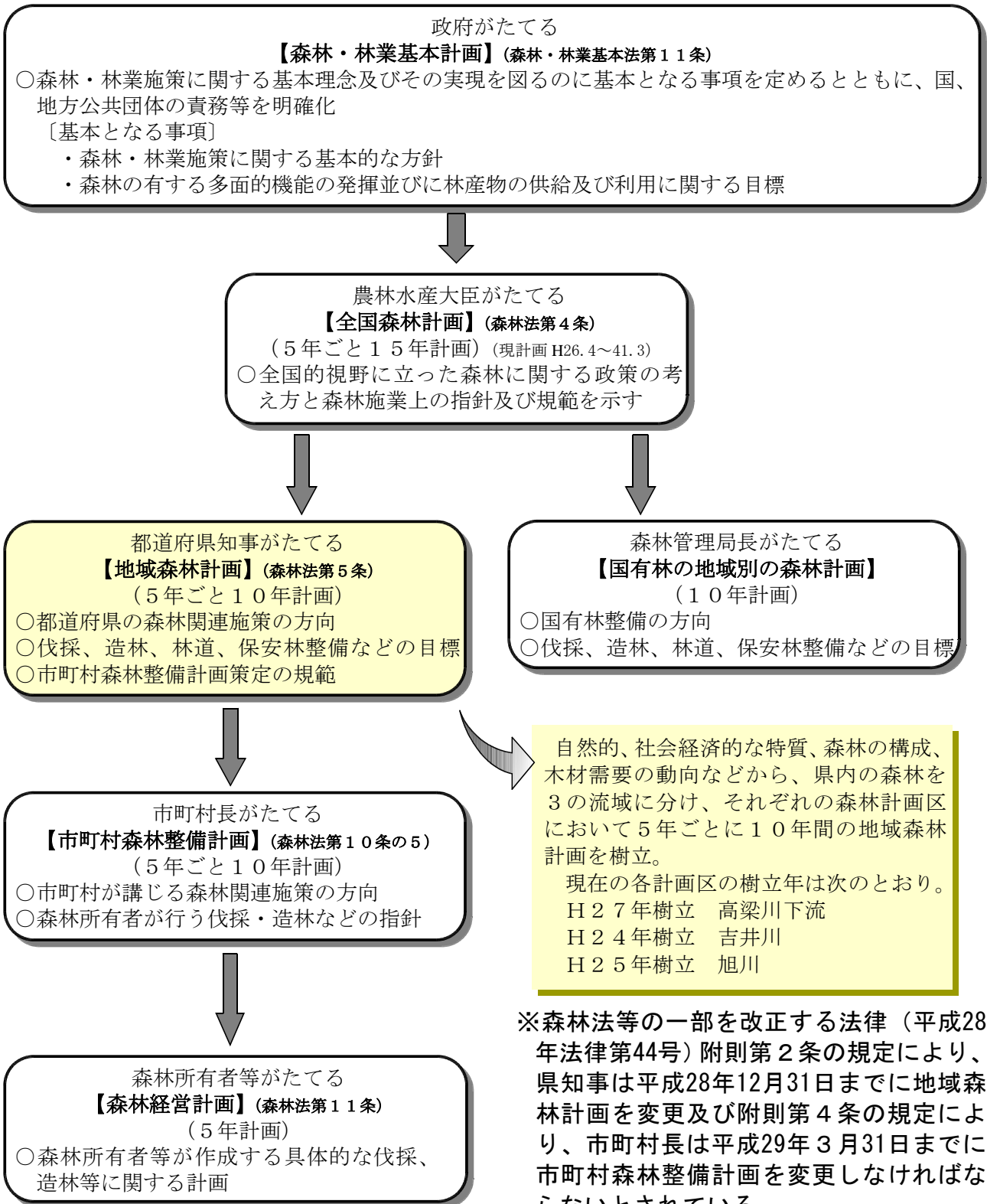
- 森林計画制度について 1
- 高梁川下流、旭川及び吉井川地域森林計画変更計画（案）の概要について 5
- 地域森林計画の変更に伴う新たな計画事項について 8
- 森林保全部会処理事項の報告 9
- 林地台帳の整備について 10

○ 森林計画制度について

1 目的

森林の生育期間の長期性にかんがみ、林産物需給の安定と林木植生による国土保全を長期的広域的見地から合理的に確保するため、我が国の森林と林業に関する政策の基本的態度と方向を明らかにして、政策実施の効率化を図るとともに、森林所有者等の森林施業上の指針及び規範を示し、その適正な施業の確保を図る。

2 体系



※森林法等の一部を改正する法律(平成28年法律第44号)附則第2条の規定により、県知事は平成28年12月31日までに地域森林計画を変更及び附則第4条の規定により、市町村長は平成29年3月31日までに市町村森林整備計画を変更しなければならないとされている。

3 地域森林計画（森林法第5条）

全国森林計画に即して県知事が民有林について、森林計画区別に5年ごとに策定する10年計画。岡山県では、高梁川、旭川、吉井川の各流域ごとに樹立。

[計画事項]

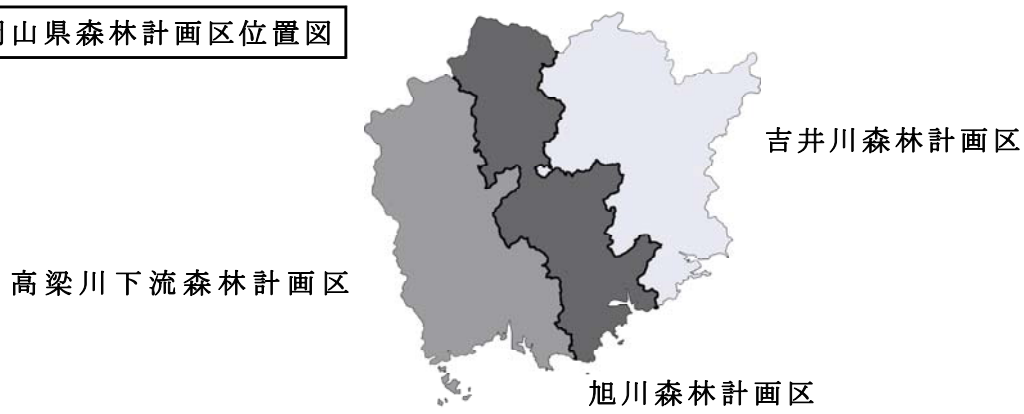
- ① 計画の対象とする森林の区域
- ② 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- ③ 森林の整備に関する事項
 - ・森林の立木竹の伐採に関する事項
 - ・造林に関する事項
 - ・間伐及び保育に関する事項
 - ・公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - ・林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 等
- ④ 森林の保全に関する事項
 - ・森林の土地の保全に関する事項
 - ・保安施設に関する事項
 - ・**鳥獣害の防止に関する事項**
 - ・森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
- ⑤ 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
- ⑥ 計画量等
 - ・間伐立木材積その他の伐採立木材積
 - ・間伐面積
 - ・人工造林及び天然更新別の造林面積
 - ・林道の開設及び拡張に関する計画
 - ・保安林の整備及び治山事業に関する計画
 - ・要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
- ⑦ その他必要な事項

森林計画区の概要

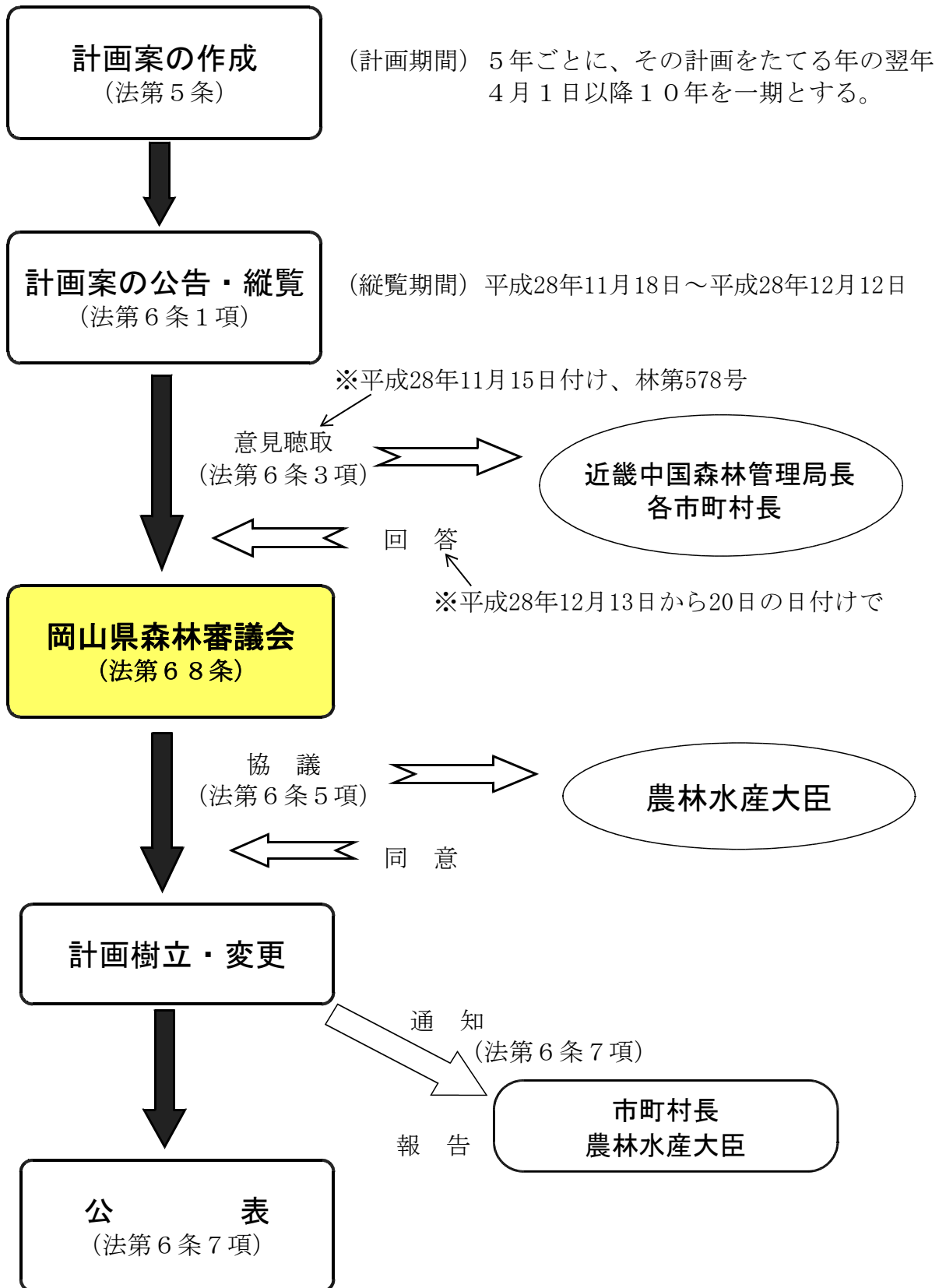
森林計画区名		高梁川下流	旭川	吉井川	県計
計画樹立年 (計画期間)		平成27年 (H28.4.1~H38.3.31)	平成25年 (H26.4.1~H36.3.31)	平成24年 (H25.4.1~H35.3.31)	
市町村数		10	6	11	27
資源 状 況	面積 (ha)	153,175	124,981	167,208	445,364
	材積 (千m ³)	22,318	19,009	26,030	67,356
	成長量(千m ³)	249	211	352	812
	材積(m ³ /ha)	146	152	156	151
	人工林率(%)	33.4	40.3	47.3	40.6

※資源量は平成28年3月31日現在、四捨五入のため県計が合わないことがある。

岡山県森林計画区位置図



4 地域森林計画変更の手続について



5 地域森林計画の樹立・変更の経過について

森 林 計 画 区 面 積	高梁川下流 10市町 153,175 ha	旭 川 6市町村 124,981 ha	吉 井 川 11市町村 167,208 ha	備 考	
年 度	22	調査・ <u>樹立</u>			
	23	一斉変更	一斉変更	一斉変更 調 査	森林計画制度の見直しに伴う 全国森林計画の変更
	24		調 査	調査・ <u>樹立</u>	
	25	一斉変更	調査・ <u>樹立</u>	一斉変更	全国森林計画の策定 ・計画数量の見直し
	26	調 査			
	27	調査・ <u>樹立</u>			
	28	一斉変更	一斉変更	一斉変更 調 査	(全国森林計画の変更)
	29		調 査	調査・ <u>樹立</u>	
	30		<u>樹 立</u>		全国森林計画の策定 (予定)

※地域森林計画の変更については、全国森林計画の策定等に伴う変更のみ記載している。

○ 高梁川下流、旭川及び吉井川地域森林計画変更計画（案）の概要について

1 計画期間

高梁川下流地域森林計画	平成28年4月1日～平成38年3月31日
旭川地域森林計画	平成26年4月1日～平成36年3月31日
吉井川地域森林計画	平成25年4月1日～平成35年3月31日

2 主な変更

(1) 計画対象森林区域の変更

(単位：ha)

森林計画区	変更前	変更後	増減	備考
高梁川下流	153,299.38	153,174.78	▲124.60	【転入】 編成調査による編入 7.68ha (総社市、高梁市、矢掛町) 【転出】 森林計画図修正業務(高速道路) 49.38ha 太陽光発電施設 7.22ha ゴルフ場 11.05ha 道路用地 44.90ha その他(工場用地ほか) 19.73ha
旭川	125,076.05	124,981.41	▲94.64	【転入】 編成調査による編入 29.23ha (真庭市、新庄村、吉備中央町) 農用地等への人工造林 0.72ha (岡山市、真庭市、吉備中央町) 【転出】 森林計画図修正業務(高速道路) 6.46ha 太陽光発電施設 65.60ha ゴルフ場 2.28ha 道路用地 45.79ha その他(資材置場ほか) 4.46ha
吉井川	167,318.64	167,208.18	▲110.46	【転入】 編成調査による編入 3.55ha (赤磐市、和気町ほか) 農用地等への人工造林 0.28ha (津山市) 【転出】 森林計画図修正業務(高速道路) 17.74ha 空中写真による判読修正 33.03ha 太陽光発電施設 11.02ha 道路用地 9.21ha その他(工場用地ほか) 43.29ha

(2) 計画対象森林区域の資源量の変更

(単位：千m³)

森林計画区	変更前	変更後	増減	備考
高梁川下流	22,077	22,318	241	
旭川	19,368	19,009	▲359	マツ林資源量調査実施箇所 ^① の森林計画区・森林資源の修正によるもの
吉井川	27,161	26,030	▲1,131	マツ林資源量調査実施箇所 ^① の森林計画区・森林資源の修正によるもの

(3) 計画量の変更

伐採立木材積、人工造林及び天然更新別造林面積

区分	高梁川下流森林計画区			旭川森林計画区			吉井川森林計画区			
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	
材積	主伐	1,064千m ³	941千m ³	▲123千m ³	1,330千m ³	1,050千m ³	▲280千m ³	2,040千m ³	1,608千m ³	▲432千m ³
	間伐	1,564千m ³	1,648千m ³	84千m ³	1,270千m ³	1,260千m ³	▲10千m ³	2,054千m ³	1,923千m ³	▲130千m ³
面積	人工造林	2,112ha	1,969ha	▲143ha	2,640ha	2,196ha	▲444ha	4,048ha	3,401ha	▲647ha
	天然更新	1,357ha	1,387ha	30ha	1,696ha	1,546ha	▲150ha	2,600ha	2,400ha	▲200ha

(4) 林道の開設又は拡張に関する計画量の変更

(単位：延長m、路線数、箇所数)

区分	高梁川下流森林計画区			旭川森林計画区			吉井川森林計画区				
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減		
開設	路線数	74	74	—	81	81	—	105	105	—	
	延長(m)	基幹	18,330	18,330	—	11,734	11,734	—	40,200	36,730	▲3,470
		その他	106,700	106,700	—	65,380	65,380	—	91,212	93,582	2,370
		改築	1,490	1,490	—	2,330	2,330	—	1,630	1,630	—
		計	126,520	126,520	—	79,444	79,444	—	133,042	131,942	▲1,100
拡張	改良(箇所)	64	64	—	61	61	—	408	408	—	
	舗装	路線数	32	32	—	58	58	—	90	90	—
		延長(m)	44,700	44,700	—	94,575	97,288	—	116,330	116,330	—

【変更内訳】

開設

(単位：m)

計画区	市町村名	路線名	変更前	変更後	増減	備考
吉井川森林計画区	津山市 (旧阿波村)	ヌタノ尾 (林業専用道)	—	3,300	3,300	新規開設
	鏡野町	泉山	11,750	8,280	▲3,470	

(5) 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

ア 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
変更なし

イ 実施すべき治山事業の数量

(単位：地区)

区分	高梁川下流森林計画区			旭川森林計画区			吉井川森林計画区		
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
地区数	226	239	13	128	134	6	195	204	9

ウ 要整備森林の所在及び要整備森林の面積

(単位：ha)

区分	高梁川下流森林計画区			旭川森林計画区			吉井川森林計画区		
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
面積	192.26	143.05	▲49.21	105.59	81.43	▲24.16	335.86	278.28	▲57.58

3 新たな計画事項

森林法等の一部を改正する法律（平成28年法律第44号）の施行により、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）に関する「鳥獣害の防止に関する事項」を追加し、「鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針」を記載する。

併せて、人工造林に関する指針において、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の記載を追加する。

○ 地域森林計画の変更に伴う新たな計画事項について

・造林に関する事項のうち「人工造林に関する指針」

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う旨を記述すること。

・鳥獣害の防止に関する事項（新設）

1 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定に当たっては、以下の方針を踏まえ、鳥獣害の防止に関する事項を定めることとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象獣害の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を定めること。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めること。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める旨を記載すること。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域では、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認するものとする。

・森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

1 鳥獣害対策の方針（鳥獣害の防止に関する事項に掲げる事項を除く。）

上記の1のアにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく市町村被害防止計画や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画も踏まえつつ、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置や捕獲等の防除活動を総合的かつ効果的に推進する。

また、生物多様性の確保の観点から野生鳥獣の生息環境にも配慮した針広混交林の育成や複層林の整備、人と野生鳥獣の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

○ 森林保全部会処理事項の報告

年度	開催 年月日	諮問事項	答申年月日 答申の内容	備考
27	28. 3. 11	岡山県防除実施基準、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更について 申請者：岡山県知事	28. 3. 14 適当と認める	
28	28. 5. 31	久米郡美咲町塩気地内における林地開発許可について 申請者：合同会社 I T ソーラー 3	28. 6. 3 適当と認める	開発行為に係る森林面積 58.0504ha 開発行為の目的 太陽光発電所の建設

○ 林地台帳の整備について

1 目的

平成30年度末までに全市町村が林地台帳を作成・公表することで、森林組合等が所有者や境界の特定、施業の集約化を行いやすくする。

※改正森林法（平成28年5月13日可決成立）により新たに創設された制度

2 林地台帳の記載事項

区分	法律記載事項					通知(省令その他)	法律記載事項	通知(省令その他)	通知(省令その他)	法律記載事項	法律記載事項	省令		省令		
	所在	地番	地目	(面積 (ha))	林小班	登記簿上の所有者	現に所有している者、所有者とみなされる者	境界に係る測量の実施状況	森林経営計画の認定状況	地籍調査	境界の確定に資する測量	認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法等
記載事項						氏名・名称 住所 共有 登記年月日	氏名・名称 住所 共有	届出年月日 記載年月日	済・未済 実施年月日	済・未済 一部実施 実施年月日						
元となる情報	登記情報					森林簿情報	登記情報	森林の土地所有者届出、森林簿情報等	登記所備え付け地図等	事業実績等	森林経営計画の認定の情報等	森林簿				

※林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し公表する必要がある。

3 林地台帳の作成フロー図

- ・国は、県の森林簿や森林計画図と登記情報等を用いて、市町村が林地台帳を作成することを想定。
- ・県は、登記情報や地籍図と森林計画図を重ね合わせて、地番を特定する事前の作業を行い、市町村に林地台帳のベースとなるデータを提供する。

